

赤羽国土交通大臣に面談 令和元年10月3日（木）13：40

令和元年10月3日、兵庫県タクシー協会の吉川会長、信原副会長、平尾副会長、五十嵐副会長、鈴木経営委員長、池田淡路島支部長、奥専務は、赤羽国土交通大臣と面談し、タクシー運賃改定の早期実施を求める「要請書」を提出しました。その際、一見自動車局長も同席されました。

要請の中身は、本年10月1日の消費税引上げに伴う新たなタクシー運賃として、8月30日、近畿運輸局長から自動認可運賃及び公定幅運賃が公示されたところですが、その内容は、消費税率引上げの転嫁分のみ改定とされており、

予てより運賃改定に向けた作業を進めてきた兵庫県下の神戸・阪神間地区及び淡路島地区の2運賃ブロックについては、当初予定されていた通常の運賃改定は見送られ継続審査とされたところです。（全国で25都道府県48運賃ブロックが見送られた。）

これら2運賃ブロックに係る地域においては、運賃改定を短期間に2回行うことが利用者に負担感や混乱を生じさせる恐れがあることから、国土交通省近畿運輸局と協議・調整の上、消費税を転嫁する運賃改定と通常の運賃改定を同時に実施する予定で取組みを進めてきました。また、これらの通常の運賃改定申請の内容は、安倍政権の掲げる働き方改革、そして初乗り距離短縮運賃等運賃制度の改善及びスマホ配車アプリ、キャッシュレス決済端末機、UDタクシーの導入をはじめとする設備投資等利用者利便の向上を目的としたものであり、神戸・阪神間地区ブロックについては、改正タクシー特措法に基づく「神戸市域交通圏タクシー特定地域協議会」を開



催し、消費者代表、地方自治体をはじめとする各構成員に充分説明を行い、また、両ブロックとも別途、利用者懇談会を開催し、消費者団体に対し十分な説明を行い、ご理解を頂いていたところです。このような事情が全く考慮されず突然の方針変更がなされたことにより、タクシー事業者にとっては、想定していた増収効果を逸失するばかりでなく、費用負担も重複する等深刻な影響を及ぼすものと懸念しており、遺憾の意を表するとともに、当業界の窮状を訴え、「今般見送られた通常の運賃改定を可及的速やかな実施」「タクシーメーターの改定コスト等への支援」「働き方改革の推進、インバウンド対応の推進等に向けた支援」等についての要請を行いました。

赤羽大臣は、運賃の継続審査となったのは、消費税率引き上げに伴う需要の平準化などの観点から、複数の省庁から「丁寧な検討」の指摘があったことを踏まえて、国交省として最終的に判断し今回の措置となったと説明され、運転者不足をはじめ、タクシー産業を取り巻く経営環境は十分理解している、できるだけ早期の改定に向けて検討を進めていきたいと回答があった。

この後、藤田事務次官室を訪れ、口頭で早期運賃改定に向けての要請活動を行った。